

令和3年4月25日
ご家族様各位

社会福祉法人奉優会 優っくり事業本部
事業部長 高柳 杏里

【新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応について】

全国で新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大により、東京都では3度目の緊急事態宣言が発出されました。感染患者の受け入れ病床もひっ迫しており、医療崩壊が進行している状況にあります。

それに伴い、事業所では警戒段階を引き上げて対応してまいります。

ご家族の皆様におきましては引き続きご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

令和2年6月以降の感染対策フェーズ	
令和2年6月～	フェーズ3-1（感染拡大期）
令和2年7月15日以降	フェーズ3-2（蔓延・回復期）
令和3年1月15日以降	フェーズ3-1（感染拡大期）
令和3年3月22日以降	フェーズ3-2（蔓延・回復期）
令和3年4月25日以降	フェーズ3-1（感染拡大期）

主な対応について	
面会※1	緊急やむを得ない場合を除き、面会中止。 通信機器を用いてのビデオ通話のみ対応
家族との外出・外泊	やむを得ない場合以外は自粛
訪問マッサージ	自粛
訪問理美容	自粛
散歩外出	自粛

詳細については7月に配布いたしました緊急事態宣言解除後の各種サービス再開の流れのフェーズ一覧表をご参照くださいませ

※1 ガラス越し面会についても原則中止といたします。

各事業所の対応状況の詳細については事業所責任者までお問い合わせくださいませ。

以上